

◎ 市民と自治体の共通理解のあり方

① 市民と自治体の共通理解とは、自治体におけるPR概念の動向を踏まえて

■ 三浦恵次

1-1 はじめに、自治体におけるPR

本号の企画の狙いは、自治体におけるPR (Public Relations) Ⅱパブリック・リレーションズ) の解明にあるという。偶然にも、同タイトルの本『Public Relations in Local Government』(1975) が米国で出版されている。編者であるギルバート (W.H.Gilbert) と協力者のアンダーソン (D.L.Anderson) が第一章「Public Relations in Society」(注1) の冒頭でPRの本質に触れ、こういう。「自治体の職員はすべてPR担当者である。職員の多くは、この言葉を知らないかもしれないし、知っていても嫌いかもしれない。これは事実である。この事実を無視すれば、当然のこと今後の自治体生活の安定さはなからう。だから

ら、自治体の職員には、一つは自治体の仕事はPRそのものだという認識をもってもらうこと、二つは彼らの責任が住民からの信頼とつけ、双方の利益(共通理解)を確保することにあるのだという、同じ認識をもってもらうことが肝要である」と。ひと言でいえば、PRの本質は、住民からの信頼・理解のとつけ方にあるといえるようだ。

本稿では、自治体のPRⅡ広報・広聴Ⅱ理解のとつけ方について、理論的、かつ実践的に検討してみたい。そのまえに、自治体のPRⅡ広報・広聴研究の歩みを少しばかり述べておこう。

2 自治体のPRⅡ広報・広聴研究の歩み

自治体の広報・広聴史の発端は戦後、G・H・Q (General Headquarters) の示唆によるといわれる。五十有余年の歴史では、ときどきの社会的、経済的および政治的変動のなかでの、わずかな屈折のほか、ほぼ順調な進展がみられる。その間、自治体の広報・広聴の経済力が次第に膨張し、そのもつ社会的影響力も次第に強力になってきたことは無視できない。しかし、一九五〇年代の研究といえは、多くの研究者の知的関心は希薄で、二、三の研究者のほか、せいぜい現場の広報・広聴担当者や広報・広聴普及団体がそれにあたっているにすぎない。なぜか。

- ① 広報・広聴は、研究対象としてはあまりにも技術的でありすぎた。
- ② 広報・広聴は、はじめから聖域にあること

① 市民と自治体の共通理解とは、自治体におけるPR概念の動向を踏まえて、市民と自治体の共通理解のために、タックスペイヤーの視点から、

1-1 はじめに、自治体におけるPR
 2-1 自治体のPRⅡ広報・広聴研究の歩み
 3-1 自治体の広報・広聴の理論
 4-1 自治体の広報・広聴の実践
 5-1 自治体の広報・広聴とあるアドボカシー
 八王子の当事者運動をめぐって
 6-1 おわりに、二十一世紀の課題

(注1) William H.Gilbert, Public Relations in Local Government, 1975, p.5.

く認識され、その争点が背後におかれてきた
③広報・広聴は研究対象としてよりも、むしろ啓蒙・指導対象にみられてきた。

ところで、公害・環境破壊などが公共問題としてクローズアップされた一九六〇年代には、ようやく多くの研究者が、本格的に研究対象として注目しはじめる。どうしてか。

①広報・広聴は、単なる技術・技能を超えて、明確に社会的および政治的現象を呈してきた。

②広報・広聴は、聖域ではなく、批判的領域に属するものとみられるようになってきた。

③広報・広聴は、直接民主制の原理との関連で、社会的および政治的研究の対象となってきた。

一九七〇年代の前半のオイル・ショック以降、自治体の広報・広聴は、極端に行政主導型を示し、宣伝操作化に傾斜する。たとえば、七〇年代に入って、都道府県広報・広聴は、官僚統治の惰性の崩れを期待されるなかで、住民協力主導型への転換の兆しをみせつつ、後半の財政危機の到来により、その期待も束の間のもとなり、当然のことながら転換も空振りに終わる。また、「燃える都市」の台頭といわれた七〇年代は、同じく市町村広報・広聴の転換は期待されたが、今日からみればそれも不毛に終わった感はなくもない。

よって、一九七、八〇年代の研究の課題とはなにか。

①広報・広聴は、オイル・ショックとその後遺症の影響を少なからずこうむり、その在り方が問われていること。

行政主導型を示している反面、新しい情報公開の動向による動揺も大きい。広報・広聴の大きな動揺をその実態において把握すること。

③広報・広聴の歴史研究のなかで、とくに欠落しているのは、米国PRの掘り起こしとその展望である。それにより、G・H・Qの示唆による戦後PRの導入・定着化の問題を再考すること。

そして、バブル経済と其後の不景気（平成不況）がまたまた財政危機を招いた一九九〇年代は、現場の担当者のもとより、多くの研究者は、自治体の広報・広聴の広い視野をもち、その手段の多様化を求める。九〇年代の研究課題は、

①広報・広聴は、その再生をどう図るかを検討すること。併せて住民協力（住民理解）のとりつけ方も検討すること。

②広報・広聴は、米国の住民協力主導型のPRを参考にしつつ、今後の問題として「環境エネルギー」、「生命倫理」、「技術革命（ニューメディア）」、「国際化」などを視野に入れ、その展望をいかにひらくかを検討すること。

要するに、これらの課題に取り組み現場の担当者や研究者は、その成果を通して二十一世紀への理論的、かつ実践的な指針を提起することが、最大の課題となっている。つぎには、正面からその課題に取り組んでみたい。

3 自治体の広報・広聴の理論

筆者は一九七二年に、拙著『現代行政広報の社会学』のなかで、ことさら行政的役割

（「管理的役割」）を強調する従来の広報・広聴観を批判した上で、新しく社会的役割（「住民と自治体との共同的役割」）の重要性を指摘する広報・広聴観を提示した。「…広報研究の多くに共通していることは、これらすべて技術論的であるということである。いうまでもなく、その主な関心は、行政活動を円滑に行うのにどのような広報内容を盛りこんだらよいか、また行政活動に対してどの程度の広報効果があるか、などにある。これは広報を従来の行政管理の枠にあとづける当然の帰結であり、別の観点からすると広報の社会的役割を無視していることを意味する。もっと明確に、「公権力の行使」と「住民参加」との対立、矛盾過程を止揚させるもの（「共同の産物」として理解する問題意識こそが、今後の広報の質的發展のための不可欠の前提とならざるをえない」（注2）と。

その四年後（一九七六年）、中村紀一氏は、当時の広報・広聴を「管理者としての広報・広聴行政」と「中間者としての広報・広聴行政」に位置づけ、そして筆者の以上の広報・広聴観を後者のカテゴリーに加わえ、住民と自治体による「共同の意思決定」の可能性を求める。さらに、理論的には積極的な意味をもつとしながらも、現実的には「虚偽概念」として機能する危険があると警告する。

ここでは、少しばかり長い引用になるが、中村氏の所論を述べておく。前者（管理者としての広報・広聴行政）についてはこういう。「…広報・広聴行政を従来の管理論的枠組でとらえる限り、そこに「行政の望む程度」という留保がつくのは当然であろう。行政体は

（注2）拙著『現代行政広報の社会学』（一九七二年）は、『現代行政広報研究序説』（一九八四年）という題名として再発行された。再発行版（一九八四年、十八ページ）

自らの意思にもとづいてさまざまな情報を収集し、管理し、それらを一方ではインフォーマー・ションとして住民に公開し、あるいはインテリジェンスとして政策形成に役立てる。：ここでは、行政体と住民との関係は依然として主体―客体の関係であり、統治の本質に根本的な変化は見出せない」(注3)。

また後者(中間者としての広報・広聴行政)についてはこういう。「：広報・広聴行政は行政権力と住民との中間にあつて、いや時には住民の中に入って住民のもつ実感を共有し、その要求を実現していくところに積極的な意味を有する。：このような広報・広聴行政の中間者としての位置づけは、行政過程に住民を参加させる」という従来の管理的発想を、行政と住民による「共同意思決定」への可能性へと転換せしめた。ここに「統治」と「自治」という政治社会の基本的対立を止揚する方途を模索してきた広報・広聴行政の一つの理論的帰結がある」(注4)。さらにつづけて、こうもいう。「広報・広聴行政の大勢は今日なお、圧倒的に管理論的立場に貫かれていて、いつてもよい。そこでは、住民は「自治」の幻想に惑わされて行政過程に参加させられ、「統合」の現実によつて権力に蹂躪される。住民の行政不振は増幅され、管理者对被管理者の対立は決定的となる。こうした状況における広報・広聴行政の中間者としての位置づけはたえず「虚偽概念」として機能する危険を伴わざるをえないであらう」(注5)。

たしかに、「圧倒的に管理論的立場に貫かれて」現代行政そのものなかでは、住

民と自治体とによる「共同意思決定」の実践であつても、一見住民協力主導の形態(中間者のな在り方)がとられているが、実のところ行政主導(管理者のな在り方)のそれであることが多い。しかし、こうした状況下にあつても、徐々にはあるが、住民協力主導型の実践が定着しつつある。つきには、五つの事例をあげておく。

4 自治体の広報・広聴の実践

① 市民総意のまちづくり(注6)

(千葉県八千代市広報課長・土屋吉弘氏)

市民の浄財でブロンズ像を設置
八千代市の中央を南北に流れる新川。ここに架かる村上橋が老朽化し、架け替えの話が七九年に持ち上がった。対話の中でも、「機能的だけでなく、美観上センスの良いものにならないか」という意見に、神奈川県が導入していた「文化のための1%システム」を採用。橋の歩道や欄干部分、照明灯をデザイン的に考慮するなど、工事費にこの部分の経費を上乗せして充てた。しかし、市民から提案があつた「橋上にブロンズ像」という考えは財政的に難しく、ブロンズ像設置のための募金運動を展開することになった。

ふるさと八千代に新しいシンボルを―というキャッチフレーズのもと、「シンボルをつくる市民の会」が発足した。七九年十一月のことである。その後二年間の活動状況は、『広報やちよ』紙上で克明に市民へ伝えた。結果は期待以上の四千八百万円余りの浄財が寄せられ、彫刻家・佐藤忠良氏による二体の

ブロンズ像が設置された。村上橋の開通式とブロンズ像除幕式は八一年五月、一万人の市民が集まり盛大に行われた。

あれから十年以上を経過したが、八千代市民のシンボルとしてすっかり定着している。この、市民と行政が一体となつて進めた活動は、「潤いのあるまちづくり」事業として、八三年、自治大臣表彰に輝いた。このブロンズ像設置運動が八千代市の文化行政の原点といつて差し支えない。

「毎月二回の市長対話は継続してほしい」というのが多くの市民の声である。その理由は「万一の時、いつでも市長に会えるという安心感がほしいから」という。もつともなことである。

② 市民と行政を結ぶパイプの仕掛け役に(注7)

(岡山県総社市財政課主任・守安正道氏)

官民一体で大学誘致に成功
わたしの広報時代で、行政と市民のパイプ役を果たせた集大成の出来事が、県立大学の誘致であつた。大学誘致によるまちへの波及効果は、計りしれないものがある。それを訴えるため、担当者からも記事を頼まれていた。当時、県内五地区で誘致合戦が繰り広げられていた。

今まで眠っていた市民と職員も、この機を逃すまいと必死であつた。市民への取材でも、切望する声がしきり。「大学のない市なんてないぞ。絶対勝つんだ」と息巻いていた。

それならわたしも、大学誘致に成功した事例を取材しよう。そうすれば、さらに市民の

(注3) 中村紀一「広報と広聴」『行政学講座3』(一九七六年)、東京大学出版会、二八七―二八八ページ

(注4) 中村、前掲論文、二九二ページ

(注5) 中村、前掲論文、二九三ページ

(注6) (社)日本広報協会「広報人白書」(一九九四年)二二三ページ

(注7) (社)日本広報協会、前掲白書、一五九ページ

盛り上がりも得られるし、ヒントも与えられる。そこで、二度、三度と県外のまちを取材した。

「反響もすごかった。」「まだ運動が足りんぞ。今のままなら負ける」。官民一体となって、市民の署名や、県知事へのレター作戦など、アイデアを出して活発な運動を展開していった。穏やかな気質の市民性を、奮い立たせた一瞬であった。

おかげで大学誘致に成功。広報が震源地となって、地下からまちを動かしたんだという充実感が、自分自身を包んだ。まちは活気づき、市民と行政が元氣印になった。

③―行政と住民が一体で産廃処理施設設 対を(注8)

(福岡県上陽町総務課主任主事・大坪加代氏)

広報紙が仮処分証拠物件に
産廃問題の取材をとおしてやり場のない怒りや憤りを感じた。自分たちの町を自分たちの手で守ることができなくて、何が地方自治だ。何が地方の時代だといいたい。

上陽町の産廃問題は、ついに町と住民が業者「建設と操業の仮処分の申し立て」を起す事態にまでなった。行政と住民が一体となったこのような運動は、「前例がない」と大きく報道されている。「裁判を起こしても勝ち目はないのに」という人もいる。「行政の立場としてどうだろうか」と、首を傾げる人もいる。

なぜそこまでしなければならなかったのか。一つだけ確かなことは、「行政の仕事は、住民の生命や生活を守ることを最優先するべ

き」ということ。たとえ町のやり方がどんなに非難されようと、決して間違っていないと思う。ちっぽけな五人足らずの町が、法の壁というとても大きい大きなものに反乱を起こそうとしている。

町の一大事に、広報担当としてかわかれたことを大変うれしく思う。この仕事をするために、わたしは広報担当になったのではないかとさえ感じている。『広報じょうよう』は仮処分申し立ての際に、一つの証拠物件として裁判所に提出された。

④―「内なる国際化」の実態と今後の課題 (注9)

(群馬県大泉町広聴広報課主査・岩瀬寿夫氏)

ポルトガル語の広報紙を発行

大泉町の外国人登録者数は、一九九三(平成五)年九月一日現在で二千五百七人を数えた。そのうちの約八割、町民の二十人に一人はブラジルをはじめとする南米の人たちである。町内には、ブラジルのレストランや喫茶店、食料品店などもあり、わたしたちは身近に生活する彼らと容易に交流できる環境にある。しかし、いまだ「日本人」と「外国人」という二つの構図は歴然としており、「内なる国際化」の難しさを痛感しないではいられない。

大泉町では、日系ブラジル人がいる町内の企業やレストラン、学校などに毎月ポルトガル語の広報紙『GARRAPA(ガラッパ)』を配布している。『ガラッパ』には、ブラジル人に必要と思われる情報を町広報紙の中から抜粋して掲載しているが、彼らの要望すべ

てが網羅されているわけではなく、不十分な部分もある。しかし、配布の際には彼らと話す機会もあり、こうしたやりとりが「内なる国際化」のささやかな一歩になると考えている。

夏に町公民館で開催した外国人向けの「日本語講座」は大好評だった。受講生で日系ブラジル人の一人は、「わたしたちは日本人の顔をしています。だから日本語を話せるようになりたいです」と言っていた。彼らの中には、日本語ばかりでなく、生け花や俳句、絵画などに興味を持つ者も少なくない。あるイベントに出かけたら「隣に外国人がいた」というように、趣味や娯楽を通して交流することとは、文化や生活習慣の違いを越えてお互いを理解し合える最良の方法であると思う。そして、彼らを町のあらゆる所に引っ張りだし、さまざまなイベントに取り込んでいくことが「内なる国際化」を無理なく推進するための今後の課題である。

⑤―地域への無関心から「我がまち意識」 へ(注10)

(財)奈良先端科学技術大学院大学支援財団・田中祥介氏

芽生え始めたまちづくり意識

市内北部は関西の三大プロジェクトの一つである関西文化学術研究都市の区域に含まれ、学研都市の中核施設の一つである奈良先端科学技術大学院大学が、九二年四月に開校した。今後は、海外からも多くの留学生・研究者を迎えることになり、市内の国際化も急速に進むことが予想されている。二十一世紀

(注8) (社) 日本広報協会 前掲白書 二六一ページ

(注9) (社) 日本広報協会 前掲白書 二四七ページ

(注10) (社) 日本広報協会 前掲白書 三〇五ページ

に向けて、わたしたちの予想もしなかった展開で、まちが変化していく可能性すらある。

こうしたなか、市民の間から新しい動きが起こってきた。奈良市にある帝塚山大学の生駒市内在住の若手教員が呼びかけ人になって、市民学会「生駒研究会」が九二年春に発足した。月に一度、さまざまなテーマについて、熱心な討議が繰り広げられている。

先日、メンバーの一人と話をする機会があったのだが、「これからは『言いつばなし、頼みつばなし』の市民ではなく、市民一人一人が、じつくりまちを考えることが大切だと思ふ」という話を聞いた。わたしも同感に思う。

地方分権が大きな話題になっている。本来に地域の力が問われる時代が、間もなくやってくる。しかし、地方選挙の低投票率に見られるように、ベッドタウンでの「地域への無関心」は全国的傾向である。だからこそ、「無関心」といわれた市民の中から、この研究会のような動きがようやく起こってきたことを、率直に喜びたい。

先ほどのメンバーはこうも言っている。「まちづくり」に市民が参加することで、まちに対する愛着が増し、それが『我がまち意識』につながっていく。市民の知識や経験をうまく活用するかしないかで、今後のまちの発展に大きな差が出てくる。積極的にまちづくりに参加し『自分たちのまち意識』をつくり上げていくことは、わたしたちの子どもの世代にも大きな変化を与えるだろう。」

市民が変わろうとしている今、わたしたち行政マンも「成長」することが求められている。

る。そして、特に市民との最前線に立つ広報マンこそ、その先頭を切ることを求められていると思う。

以上から、自治体の広報・広聴には、管理から共同、行政主導から住民協力的主導へ、その形態の転換があり、しかもその共同、住民協力的主導の方法がかなり定着している。まさにこれは、最近の米国PRの動向にも符合する。一九九五年に、米国で『Public Relations in Inquiry as Rhetorical Criticism』という本が出版されている。題名の示す通り、米国企業PR（広報・広聴）は問答（批判の交換）の場であり、その役割については、K・M・ジャーマン（Kathleen M. German）はこういふ。「…PRの実践を含む、各種のアドボカシー※（advocacy）は、批判交換の理解にもとづく関係改善の樹立にとつて、きわめて重要である」（注11）と。自治体の広報・広聴に置き替えると、自治体の広報・広聴とある種のアドボカシーはいずれも、住民協力的主導型であつて、住民と自治体との主体的、かつ人格的な関係改善の樹立に資するものといつてよい。

※「アドボカシーとは障害者の権利を擁護し、生活の質を高める立場で障害者を代弁する活動である。この活動を行う人をアドボケート（advocate）という」（注12）。

つぎには、自治体の広報・広聴とアドボカシーの関連について、社会福祉、とくに障害者の自立生活運動の分野のなかで検討してみたい。

5 自治体の広報・広聴とあるアドボカシー〜八王子の当事者運動をめくつて〜

『自立生活センターの誕生』第六章 八王子の障害者運動の特徴」のなかで、茨木尚子氏は、「…八王子における障害者自身による運動の出発点は、一九七三年に創設されたサークルユメトピアの活動である」（注13）から述べ、「八王子の当事者運動の原点である、一人一人のニーズがあつて、その解決のために運動があること」というニーズ中心主義と、自分たちの問題を自分たち自身で解決し、生活の主体者となること」という当事者中心主義は、これからの市民の当事者活動にとつても重要な基盤であるといふことを最後に確認しておきたい」（注14）と結ぶ。

ここで注目したいことは、「これからの市民の当事者活動にとつても重要な基盤である」といふこと。この辺の理解を深めるために、茨木氏の二冊の論文の輪郭を紹介したい。

① 『当事者による社会福祉サービスクラス提供 組織運営の現状と展望』について

本論文は障害者自立生活運動を通して当事者による社会福祉サービスクラス提供組織運営の現状を明らかにし、かつその運営を展望したものの構成は以下の通り。第一章「わが国の障害者運動における自立生活運動の位置とその特徴」、第二章「自立生活センターの提供するサービスクラスの現状とその特徴」、第三章「今後の自立生活運動の可能性と課題」。この構

(注11) Kathleen M. German, *Critical Theory in Public Relations Inquiry: Future Directions for Analysis in a Public Relations Context*, W.N. Elwood (ed.), *Public Relations Inquiry as Rhetorical Criticism*, 1995, p. 294.

(注12) 高橋豊、「第一章 自立生活運動とアドボカシー」『自立生活の思想と展望』（定藤 岡本、北野編、ミネルヴァ書房、一九九三年）所収、二二二ページ（アメリカ合衆国における発達障害者の権利擁護の理念と施策」東京都心身障害者福祉センター、一六九ページ）

(注13) 茨木尚子「第六章 八王子の障害者運動の特徴」『自立生活センターの誕生』（ビューマンケア協会、一九九六年）所収、九十九ページ

(注14) 茨木、前掲論文、一〇九ページ

成にもとづき、少し具体的にその内容に触れる。

まず、「…日本の自立生活運動は、従来の障害者運動が、社会生発型、要求型運動から、次第に自分たちの生活の場を拠点とする参加型、実践型の運動に変化していった時期に、アメリカの先行する運動の成果を導入して生まれたものと考ええる」(注15)と位置づける。

そしてつぎに、その位置づけを踏まえて、「自立生活運動のもう一つの側面であるサービス提供組織運営という観点から、その提供するサービスの現状(介助サービス、ピアカウンセリングと自立生活プログラム、権利擁護サービス、など)」(注16)を分析する。そして最後に、「…日本の障害者運動の特徴である最重度の障害者たちを視座に入れた、包み込む形での自立生活センターでの当事者による実践が求められていくだろう」(注17)と展望する。

以上の自立生活運動のなかで、権利擁護(アドボカシー)は具体的に取上げられ、実践されている。たとえば、「日本の場合、申請主義で資格や条件が規定されたサービスを受けるにあたって、現行法をどれだけ個人に有利に解釈して適応させていくかというのが、(個人的)アドボカシーの目的となる。…一方、システムアドボカシーとは、現行の制度を変えたり、新たな制度を作るためのいわば社会を変革するための行動である。現在は、全国的には自立生活センター運営のための財源確保が共通のシステムアドボカシーの課題となっている」(注18)

こうしたなかで、とくに注目したいことは、

セルフアドボカシーの出現である。なぜかというところ、「自立生活運動やセルフヘルプ運動の発達により、…障害者の中でも他者による代弁を退け障害者自身による意志の表明が行われるようになってきた」(注19)からである。

② 「社会福祉運営法」について

本論文は社会福祉運営法(ソーシャル・アドミニストレーション)について、社会福祉援助技術における位置とその内容を明らかにしたもの。構成は以下の通り。第一節「社会福祉運営法の沿革と概念」、第二節「社会福祉運営法の基礎理論」、第三節「社会福祉運営の実際とその展開過程」。少し具体的にその内容に触れる。

まずはじめに、米国の社会福祉運営について、日本のそれとの比較を通して解説し、つぎにそのなかから基礎理論を提起し、それを踏まえて、若干の事例により日本の社会福祉運営の実際を明らかにする。そして最後に、「施設のソフト、ハードにわたる環境についての運営管理のなかで、特に情報の管理の一層の充実が求められてくるであろう。サービス機関として利用者に適切な情報を提供し、また利用者やそれを取り巻く環境についての必要な情報を組織として確保できる情報システムづくりが、今後の施設、機関の運営管理の重要な課題として求められている」(注20)と結ぶ。

ここで注目したいことは、今日の社会福祉施設や機関の情報提供Ⅱ広報と、情報確保Ⅱ広聴の必要性についてである。本論文の後半

部分については、したがってこのように書き替えてもよからう。今後の自立生活センターのアドボカシーの両機能の実現にとって、センターの広報・広聴活動は重要な課題となるうと。

6 おわりに(二十一世紀の課題)

以上から分かるとおり、アドボカシーの概念や運動は、PRの分野のみならず、社会福祉や都市計画などの分野にまで、その広がりをもつ。都市計画の分野についての検討は、本論文では省略するが、西尾勝氏による定義だけは、ここで述べておく。「都市計画関係の在野の専門職業家が無償で住民団体の依頼に応じ、この住民団体に代表されている集団利益を弁護するために、公共機関が作成した計画に批判を加え、あるいは代替計画を立案し、さらにはこのような計画扶助活動を媒介にして住民運動の基盤を広げ、その政治的影響力を補強していく運動である」(注21)。特に福祉の分野のシステムアドボカシーの役割との共通性は政治性にあること。例えば、「システムアドボカシーが教えてくれるのは、すべての社会活動は政治の影響から逃れえないということであり、それを直視して政治的な影響力を結集し政治を動かしていくことにより、社会を変革していくことがすなわちシステムアドボカシーなのである」(注22)。

さて、PRの分野ではどうか。特に自治体のPR(広報・広聴)の分野では、住民協力量レベルにとどまり、社会福祉や都市計画の分野での政治力の補強にまではいかない。かな

(注15) 茨木尚子「当事者による社会福祉サービス供給組織運営の現状と展望」『明治学院論叢第五九二号』(一九九七年)所収、四十七ページ

(注16) 茨木、前掲論文、四十九～五十七ページ

(注17) 茨木、前掲論文、六十四ページ

(注18) 茨木、前掲論文、五十六ページ

(注19) 高嶺、前掲論文、二十五ページ

(注20) 茨木尚子「第五章 社会福祉運営法」『社会福祉援助技術各論Ⅱ』(山口裕編、相川書房、一九九七年)所収、二二～二二二ページ

(注21) 西尾勝「権力と参加」(東京大学出版会、一九七五年)一三三ページ

(注22) 高嶺、前掲論文、四十ページ

り革新的なPR（広報・広聴）の事例をあげてみよう。

「広報あさひまち」（山形県朝日町広報紙）の編集委員は二十二名、事務局四人の体制をとっているが、委員のうち、十二人は一般町民、残り十人は役場の職員という構成である。町民で初代の広報委員長・多田秀雄氏は就任の挨拶で広報の目的に言及して次のように述べている。①正確な情報をより多く町民に知らせること、②単に問題を投げかけるだけでなく、事業を行う場合、ネットクになることは何か、メリットは何か、デメリットは何かという情報を提供すること、③広報を町民の話し合いの場にするこゝ（注23）。

自治体のPR（広報・広聴）は、まだまだ住民協力主導型の方法にとどまり、住民主導型はとっていない。他の分野と同じく、住民

主導型の方法に依拠し、政治力の補強の役割を果たすことになるか否か、これは二十一世紀の課題となる。

また、T・W・ドイヤー（Thomas W. Dwyer）は諸分野のPR方法をもとより、「PR状況が大きく変わりつつある」（注24）といい、その一つの典型的な事例を挙げていゝる。「ヒル・アンド・ノウルトン社（米国最大級のPR会社）は、墮胎反対運動の旗手であるカソリック教のある団体に対し顧客登録を決定した。その結果、従業員二名がその決定に反対して辞任し、顧客企業一社はそのため辞退したが、会社はこの決定についてこう説明した。『いかなる組織でも、多くの市民やその団体のもつ表現の自由、その権利を：否定することはできないし、またその権利の最善の行使の仕方についての相談を阻止する

ことはできない』（注25）と。さらにつづけて、こういった。「環境や健康、その他の社会問題が多く出現してくるなかで、組織や団体が、その目的と全く異なる人びとやその集団への対応が迫られることも多くなる」（注26）と。

要するに今後は、自治体も他の諸組織と同じく、その目的である「住民福祉課題の実現」とは全く異なる問題に直面することを考えねばならない。例えば、いま話題になっている、ある宗教に関する問題、またある環境問題をめぐる場合の双方の理解のとりつけ方PRの実践如何により、その真価が大きく問われることになる。自治体の目的達成にあたっては、双方で理解をとりつけけないことPRの取り下げ、があつてもよからう。

〈明治学院大学教授〉

（注23）（社）日本広報協会「広報十二月号」（一九九二年）

（注24）Thomas W. Dwyer, *Simply Public Relations*, 1992, p.169.

（注25）Ibid., pp.169-170.

（注26）Ibid., p.170.